

令和5年7月21日

第25期

第1回 農業委員会総会

議 事 録

苫小牧市農業委員会

令和5年7月21日午後1時00分、第25期第1回苫小牧市農業委員会総会を市役所5階第2応接室において招集したが、出席した委員及び議事の内容は次のとおり。

農業委員	寒河江 一富
	今 泉 宏 治
	早 勢 光 明
	野 村 真理子
	嶺 野 眞 弓
	堀 勝
	中 岡 亮 太

事務局	永 井 局 長
	伊 藤 次 長
	久 保 主 査
	瓜生主任主事
	竹 澤 主 事

農業水産振興課	石 井 主 査
---------	---------

参 与	岩 倉 市 長
	白 川 次 長

永井局長 定刻になりましたので、ただいまから第25期第1回苫小牧市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の総会は、委員の改選後に行われる最初の総会であることから、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、市長に招集いただいております。

また、会議の成立については、苫小牧市農業委員会会議規則第6条で、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことが出来なくなっておりますが、本日は委員数7名全員が出席しておりますので、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、本日の総会を招集いただきました市長よりご挨拶のほどよろしくお願いいたします。

岩倉市長 第25期第1回農業委員会の総会ということでございますが、6月議会で同意をいただき、先般7月12日に委嘱状を交付させていただいたという経過の中で、本日が第1回目の総会でございます。

法律に基づき設置されている農業委員会でございますが、農地をはじめ、農業政策を取り巻く様々な案件、或いは問題等々に関しましてご審議をいただく場になります。それぞれの立場から、それぞれの議題について、忌憚のないご意見をいただき、方向性を決めていかなければならない委員会になりますので、よろしくお願いいたします。

本日は第1回目でありますので、農業委員会内部の人事案件も議題として諮られることになるかと思っております。大変お忙しい中、ご苦勞お掛けしますことを重ねてお願い申し上げまして、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

永井局長 ありがとうございます。それでは、臨時議長の選任につきまして、事務局よりお諮りいたしますが、苫小牧市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長になることになっておりますが、会長が選任されます間、地方自治法第107条の規定を準用し、最年長の委員の方に臨時議長を務めて頂きたいと存じますが、いかがでしょうか。

(各委員から「異議なし」との声あり)

それでは、最年長の委員は嶺野委員さんですので、臨時議長をお願いいたします。

臨時議長 臨時議長という大役をおおせつかりましたが、皆様のご協力を得まして責務を果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

します。

本日は、第1回の総会でございますので苫小牧市農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、あらかじめ抽選により決定した議席を報告いたします。事務局報告願います。

永井局長

先ほど抽選をしていただきました議席を報告いたします。
1番、寒河江委員、2番、今泉委員、3番、早勢委員、4番、野村委員、5番、嶺野委員、6番、堀委員、7番、中岡委員、以上でございます。

臨時議長

引き続きまして、委員各位の自己紹介を1番委員さんより順次お願いいたします。

<議席順に自己紹介、最後に臨時議長自己紹介>

臨時議長

引き続きまして、産業経済部次長、農業委員会事務局職員の方々も自己紹介をお願いいたします。

<産業経済部次長自己紹介、農業委員会事務局職員自己紹介>

次に、本日の総会の議事録署名委員に1番寒河江委員と2番今泉委員を指名いたします。

永井局長

ここで、市長、産業経済部次長は他の用務により、退席されますのでご了承願います。

<市長・産業経済部次長退席>

臨時議長

それでは、第1回苫小牧市農業委員会総会の議案審議に入ります。議案第1号「会長の互選について」議題といたします。

なお、人事案件のため非公開といたします。よって報道関係者は暫時ご退席願います。

<報道関係者退席>

では、議案第1号「会長の互選について」事務局より説明してください。

永井局長

議案第1号「会長の互選について」ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づき、農業委員会に会長を置くことになっております。その選出方法は同条第2項で委員が互選した者をもって充てるとしてあります。

また、その職務は同条第3項で委員会の会務を総理し、農業委員会を代表することになります。

なお、会長の職に就かれますと北海道農業会議の会員もお願いすることになりますので、よろしくお願い申し上げます。

臨時議長 会長の互選について、お諮りいたします。
互選の方法について、ご意見を伺います。

中岡委員 指名推薦の方法は如何でしょうか。
(各委員から「異議なし」との声あり)

臨時議長 異議なしと認め、指名推薦で行うことに決定いたしました。
どなたか指名される委員はいらっしゃいますか。

中岡委員 今泉委員を推薦したいと思います。
(各委員から「異議なし」との声あり)

臨時議長 ただ今、委員各位から農業委員会会長に今泉委員を推薦して頂きましたが、これにご異議ありませんか。
(各委員から「異議なし」との声あり)
異議なしと認めます。よって今泉委員が会長に選任されました。
では、こちらの会長席でご挨拶をお願いしたいと存じます。

会 長 第24期に引き続き、第25期の3年間、会長の職務を引き受けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
第24期の農業委員の皆様におかれましては、私より年上のベテランの委員も複数名おられました。4名が退任となりました。今回、新任の方が4名おられますが、最適化推進委員を経験されている方ばかりなので、皆様のご協力をいただきまして、会長の役目を果たして参りたいと考えております。
皆様、何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。

臨時議長 ありがとうございます。以上で臨時議長としての私の任務を終わりますが、委員各位のご協力によりまして、無事責務を果たすことができましたことを心から感謝申し上げます。
<議長交代>

会 長 臨時議長さん大変ご苦勞様でございました。引き続きまして、議案第2号「会長職務代理者の互選について」事務局より説明してください。

永井局長 議案第2号「会長職務代理者の互選について」ご説明いたします。
会長の互選と同様に、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長が欠けたとき、又は事故がある時は、委員が互選した者がその職務を代理すると規定されております。以上でございます。

会 長 それでは、互選の方法についてお諮りいたします。

互選の方法について、ご意見を伺います。

寒河江委員 先ほどと同様に、指名推薦の方法は如何でしょうか。
(各委員から「異議なし」との声あり)

会 長 異議なしと認め、指名推薦で行うことに決定いたしました。
どなたか指名される委員はいらっしゃいますか。

寒河江委員 野村委員を推薦したいと思います。
(各委員から「異議なし」との声あり)

会 長 ただ今、委員各位から会長職務代理者に野村委員を推薦して頂きましたが、これにご異議ありませんか。
(各委員から「異議なし」との声あり)
異議なしと認めます。よって野村委員が会長職務代理者に選任されました。
では、会長職務代理に選任されました野村委員からご挨拶をお願いしたいと存じます。

会長職務代理 第24期に続きまして、会長職務代理を引き受けさせていただきます。まだまだわからないことが多いですが、今回の改選では新任の方が多いので、事務局の皆様と力を合わせて、一つでも多くの案件を解決すると共に、集積率を上げるという目標を持って活動出来ればと考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。
非公開を解き、報道関係者の入室を認めますので、少しお待ちください。
<報道関係者入室>
それでは引き続き、会議を進めます。
議案第3号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」事務局より説明願ってください。

永井局長 議案第3号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」
～議案書を朗読し内容を説明。
なお、委嘱候補者については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱することになっていることから、農業委員会の承認を賜りたいと思いません。

会 長 ただいまの議案第3号について、ご意見、ご質問はございませんか。
(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号については、原案のとおり決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第4号「農地所有適格法人要件の確認について」6件ありますので、一括して事務局より説明してください。

久保主査 議案第4号「農地所有適格法人要件の確認について」

～議案書及び確認書を朗読し内容を説明

会 長 ただいまの議案第4号「農地所有適格法人要件の確認について」一括してご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第4号については、原案のとおり、決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第4号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第5号「農地法第4条の規程による許可申請について」事務局より説明してください。

久保主査 議案第5号「農地法第4条の規程による許可申請について」

～議案書及び調査書を朗読し内容を説明。

なお、許可として議決した場合、北海道農業会議からの意見聴取の回答があった後、許可書を交付することとします。

以上でございます。

会 長 ただいまの議案第5号の説明に関連して、現地調査委員の寒河江委員からご報告をお願いします。

寒河江委員 7月14日、申請者立会いのもと、私のほか5名の調査委員で現地を調査しましたが、申請内容に相違ないことを確認しました。

以上でございます。

会 長 ただいまの議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請につい

て」ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第5号については、原案のとおり、決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第5号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第6号「農地法第18条第6項の規程による合意解約通知の成立状況の確認について」今回2件ありますので、一括して事務局より説明してください。

久保主査 議案第6号「農地法第18条第6項の規程による合意解約通知の成立状況の確認について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまの議案第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第6号については、原案のとおり、決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第6号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第7号「農用地利用集積計画の策定について」今回3件ありますが、まず、議案第7号の1について事務局より説明してください。

久保主査 議案第7号の1「農用地利用集積計画の策定について」

～議案書及び調査書を朗読し内容を説明。

なお、こちらは継続案件のため、現地調査は省略させていただいております。

以上でございます。

会 長 ただいまの議案第7号の1「農用地利用集積計画の策定について」

ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第7号の1については、原案のとおり、決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第7号の1については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第7号の2「農用地利用集積計画の策定について」事務局より説明してください。

久保主査 議案第7号の2「農用地利用集積計画の策定について」

～議案書及び調査書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまの議案第7号の2の説明に関連して、現地調査委員の野村委員からご報告をお願いします。

野村委員 7月14日、申請者立会いのもと、私のほか3名の調査委員で現地を調査しましたが、農用地利用集積計画の作成に支障のないことを確認しました。

以上でございます。

会 長 ただいまの議案第7号の2「農用地利用集積計画の策定について」ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第7号の2については、原案のとおり、決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第7号の2については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第7号の3「農用地利用集積計画の策定について」事務局より説明してください。

久保主査 議案第7号の3「農用地利用集積計画の策定について」

～議案書及び調査書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまの議案第7号の3の説明に関連して、現地調査委員の早勢

委員からご報告をお願いします。

早勢委員 7月14日、申請者立会いのもと、私のほか5名の調査委員で現地を調査しましたが、農用地利用集積計画の作成に支障のないことを確認しました。

以上でございます。

会長 ただいまの議案第7号の3「農用地利用集積計画の策定について」ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第7号の3については、原案のとおり、決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第7号の3については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、その他(1)「農地法第4条の規定に転用事業の完了について」事務局より説明してください。

久保主査 その他(1)「農地法第4条の規定に転用事業の完了について」～議案書を朗読し内容を説明。

会長 ただいまのその他(1)「農地法第4条の規定に転用事業の完了について」何かご質問ございますか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、その他(1)を終了します。

次に、その他(2)「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(開発事業計画)に定めた転用事業の完了について」事務局より説明してください。

久保主査 その他(2)「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(開発事業計画)に定めた転用事業の完了について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会長 ただいまのその他(2)「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(開発事業計画)に定めた転用事業の完了について」何かご質問ございますか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、その他（２）を終了します。

次に、その他（３）「(株) ■■■■■の「農地面積」について」事務局より説明してください。

久保主査 その他（３）「(株) ■■■■■の「農地面積」について」
～議案書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまのその他（３）「(株) ■■■■■の「農地面積」について」
何かご質問ございますか。

（各委員から「ありません」との声あり）

特に無いようですので、その他（３）を終了します。

次に、その他（４）「第２回農業委員会総会の開催について」事務局より説明してください。

久保主査 その他（４）「第２回農業委員会総会の開催について」
～８月２５日（金）開催予定。

会 長 ただいま事務局から説明があったとおりとしてよろしいですか。

それでは、第２回総会は、８月２５日（金）に開催することに決定いたしました。

その他、事務局から何かございますか。

久保主査 ７月２８日（金）午後１時３０分より最適化推進委員の委嘱状交付式、その後午後１時４５分より第１回農業委員・推進委員合同会議を予定しておりますので、よろしく願いいたします

永井局長 議事録署名委員に寒河江委員と今泉委員を指名させていただきましたが、今泉委員が会長の職に就かれましたので、議事録署名委員は寒河江委員と早勢委員に変更させていただきますので、よろしく願いいたします。

会 長 私からも報告します。第２４期までの総会は開始時刻を午後２時からとさせていただいておりましたが、第２５期からは皆様のご都合等を考慮し、事務局ともご相談した上で、開始時刻を午後１時３０分からに変更したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 その他、委員の方から何かございますか。

（各委員から「ありません」との声あり）

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

（各委員から「はい」との声あり）

無いようですので総会を閉じてよろしいですか。

（各委員から「はい」との声あり）

それでは第25期第1回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

(午後2時10分閉会)

以上、会議の顛末を記録し、後日に証するためここに署名捺印する。

議 長 印

委 員 印

委 員 印